「災害への備え」コラボレーション事業 実施要領兼賛同規約

別紙

令和5年4月28日制定

(趣旨)

第1条

1923年に発生した関東大震災から100年の節目を迎える2023年を、首都直下地震や南海トラフ地震等の来たるべき巨大災害に対する我が国全体の備えを一層強化する機会と捉え、政府において防災の中心的役割を担う内閣府と、多くの国民と事業活動を通じて接点を有する民間企業等がコラボレーションすることにより、平素の事業活動を通じた広汎な普及啓発を行い、国民・家庭・事業所のレベルでの防災意識を高め、日常生活における「災害への備え」を促進する。

<u>(目的)</u>

第2条

本事業は、内閣府と本事業の趣旨に賛同し、平素の事業活動を通じて国民の防災意識の向 上のための普及啓発に取り組む企業等(以下「賛同企業等」という。)による後述する活動 を通じ、下記を実現することを目的とする。

- ①国民・家庭・事業所の防災意識の向上、特に自助に係る意識の向上
- ②家庭や事業所における備えの強化等、国民・家庭・事業所の日常生活における 「災害への備え」の促進

(賛同手続)

第3条

(1) 本事業への賛同を希望する企業・団体等(以下「申請者」という。)は、下記賛同申請フォームにより、内閣府政策統括官(防災担当)付「災害への備え」コラボレーション事業担当(以下「事務局」という。)あてに、賛同登録を申請することとする。申請者は、第4条に規定する賛同要件を満たすこと及び第5条(1)に規定する活動として実施を予定する活動内容を賛同申請時において示さなければならない。

賛同申請フォーム: https://form.cao.go.jp/bousai/opinion-0065.html

- (2)事務局は、申請内容が賛同要件を満たすとともに、申請された活動内容が第1条に掲 げる趣旨に合致し、かつ、第2条に掲げる目的の達成に資するものと認められる場合 には当該申請者を「賛同企業等」として登録し、その旨を申請者に対して通知すると ともに、内閣府ホームページ上において賛同企業等として掲示する。
- (3)賛同企業等は、本事業への賛同企業等であることを表明することができる。





(賛同要件)

第4条

- (1) 申請者は、賛同企業等として登録されるためには、以下の要件を満たすこととし、 その旨を賛同登録申請時において誓約することとする。
 - 法人格を有すること。
 - ② 事業継続計画を定めていること。
 - ③ 財務・経営状況の健全性を確保していること。
 - ④ 重大な法令違反がないこと。
 - ⑤ 暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力団員等」という。)でないこと、並びに、過去5年間も暴力団員等でなかったこと、及び暴力団員等が経営を支配していると認められる等、申請者(その主要な出資者、役員又はそれらに準ずるものを含む)が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - ⑥ 本事業の社会的名誉・信用を維持し、第三者が誤解、困惑・不信感を抱くよう な内外の言動(表現および行動)を行わないこと。
 - ⑦ 本事業に関し問題等が生じた場合には直ちに報告し、誠実に対処すること。
 - ⑧ その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(賛同企業等が行う活動等)

第5条

- (1) 賛同企業等は、本事業の趣旨・目的に沿って、平素の事業活動を通じて、国民・各家庭レベルにおける防災意識の向上・日常生活における「災害への備え」を促進する活動を、内閣府と連携して実施することとする。
- (2) 賛同企業等は、事務局より、普及啓発活動等を行うため際に必要となる素材(ロゴ、内閣府からのメッセージ等) や事例等の提供等を受けることができるほか、防災に関する内閣府の国民向け取組についての紹介、賛同企業等との防災に係る意見交換の場の提供等を受けることができる。

(賛同登録期間)

第6条

賛同登録期間は、本事業の継続している限りとする。





(賛同登録の取消)

第7条

賛同企業等は、事務局に対し、賛同登録取消申請書を提出することにより、いつでも賛同 登録を取り消すことができる。

(賛同登録の抹消および賛同企業等の行為の是正のための措置)

第8条

賛同企業等が本事業の趣旨・目的に反するような行為、本規約(賛同登録申請時の誓約を含む。)に違反する行為を行ったと事務局が認める場合、その他事務局が必要と認める場合には、事務局は次に掲げる措置を講ずることとする。

- ① 是正のための改善要請
- ② 警告
- ③ 賛同登録の抹消、第5条第2項の規定に従い事務局が提供した素材等の回収・利用の 取消

(附則)

この実施要領兼賛同規約は、令和5年4月28日から施行する。この実施要領兼賛同規約は、事前の通知なく改定される場合がある。その場合、改定内容については内閣府ホームページ等で通知する。



